

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和6年6月12日（水）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	板倉 浩幸
	委員	多田 陽子	委員	山岸 美登利
	委員	飯田 雅広	委員	三浦 知将
	委員	安藤 洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	総務部長	鈴木 敬	総務部長兼 総務課長 税務課長	鈴木 孝治
	総務課長	藤下 真人		
	民生部長	不破 生美	保険医療課長	後藤 雅幸
	こども福祉課長	飯田 陽亮		
	産業建設部長	肥尾 建一郎	産業建設部長兼 まちづくり推進課長	福谷 光芳
	上下水道部長	伊藤 和光	下水道課長	北條 寿文
職務のため出席した者	議長	水野 智見	議事務局長	萩野 み代
	書記	荒木 慎介	主事	大河内 里帆
付託事件	議案第31号	蟹江町都市計画税条例の制定について		
	議案第32号	蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について		
	議案第33号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		
	議案第34号	蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		

○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日、傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第17条第1項の規定によりこれを許可いたしました。

本日、志治議員が傍聴に来ておられます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議案第33号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さんおはようございます。

総務民生常任委員会の開会の前に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

真夏日に今日もなるようでありまして、気候変動、異常気象と言われて久しいわけですが、何かこれが通常気候になってしまうのが怖いのかな、エルニーニョ現象も終わって正常に戻るかと思えば、またラニーニャが発生するのではないのかということ、地球規模で、今、気候変動が出てきているようでありますので、本当に厳しい状況かなというふうに思っております。

当蟹江町も今年で実は135年を迎えます。そんな中で、今日、大変重要な案件4件でございますが、慎重審議のほどよろしくお願いを申し上げたいというふうに思いますし、また、特に、総務民生常任委員会の1番目の議案につきましては、全員協議会も含めて、住民説明会も含めて、しっかりとまた今日も説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。配付した次第に記されておりますように、最初に総務部に関する案件、議案第31号の審査を行い、次に民生部に関する案件、議案第32号、第33号及び第34号の審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

議案31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

税率が0.3%ですけれども、違う税率もあるかと思うんですけれども、0.3%にされた理由を教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今は、都市計画税の税率が0.3%ということで、その理由ということでございます。

まず、地方税法の第702条の4に、都市計画税の税率は100分の0.3を超えることはできないというふうに、これは制限税率ということで規定されております。なお、蟹江町がその制限税率の0.3%を適用しようとしているところですが、こちらの理由につきましては、まず都市計画税によって賄われるべき都市計画事業などの事業費、こちらのほうが年間で4億円から5億円かかる見込みでございます。

このように、税収より事業費のほうが多額となることもございますし、愛知県内で見ますと、約70%の市町が都市計画税を0.3%で課税しておることを踏まえて、蟹江町につきましても0.3%を適用するように今考えております。

以上でございます。

○委員 三浦知将君

都市計画税、このままもし審議、可決された場合、来年度、令和7年度から導入されると思うんですけれども、その中で、一般会計予算がこれから都市計画税が導入されたら浮いてくると思うんですが、その具体的な使い道というのは、何かお考えはあるのでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの三浦議員からご質問いただきました使い道について答弁させていただきます。

まず、前提として、都市計画税というところは目的税となりますので、都市計画事業に確

実に充当をさせていただきます。その中で、捻出された一般財源につきましては、今後の行政課題に基づきまして的確に使用していきたいと考えております。

以上です。

○委員 三浦知将君

ありがとうございました。

もしまだ何か具体的に、ないようでしたら、今、流れとして給食費が無償化ということもありますので、そのあたりもご検討していただきたいなと思いますので、よろしく願います。

○総務部長 鈴木 敬君

今のご質問なんですけれども、給食費については、都市計画税というのは目的税で、今、課長から答弁あったように、充てる事業が決まっていますので、その中にちょっと給食費というのは当てはまらないんですけれども……

(「一般財源が……」の声あり)

どうもすみませんでした。ごめんなさい。申し訳ありません。

○副町長 加藤正人君

先ほどの都市計画税ですね、目的税ですので都市計画事業、区画整理事業にあつて、それによって従来充てていた一般財源について、喫緊の課題についてというような答弁の中で、給食費というご提案がございました。ただ、都市計画税自体は、広く見るとやはりまちづくりに関する税でございますので、それを都市計画収入に充当した後の一般財源につきましても、やっぱりまちづくりを優先に使っていききたいなというふうに思っているところでございます。

そうした中で、喫緊、問題になっております災害に対応したインフラの整備もございまして、また、若干まちづくりとは離れる可能性もありますが、広く災害対策ということでは、避難所にもなっております体育館のエアコン設置なども一つの候補かなというふうに思っているところでございますが、純粹のソフト事業というのは、この都市計画税に生み出された財源そのものからは別の議論の中でまた考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今、三浦委員のほうからも、一般財源、都市計画税が導入されて、3億9,000万円と見込んでいますけれども、そもそも、今、副町長のほうからも災害対策を含めていろんな使い道あると思うんですよね、その3億9,000万円自体の。災害対策もそうですし、道路の老朽化、

いろいろ含めてあるんですけれども、別にそれに特化しなくてもいいので、ぜひ、子育て支援、当初の都市計画税導入にしても民生費がやっぱり今後増えていくということも考えてみると、それこそ子育て支援の充実も、やっぱりそういう面で一部使っていくのも必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今、ほかの議員からも、0.3%で、先ほど3億9,000万円、都市計画の事業費が4億円から5億円と、今、課長のほうから答弁があつて、となってくると、例えば多いほうで見て5億円、1億円以上まだ足りないですよ。その辺をどう考えていくのか、ちょっとお願ひしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員からご質問いただきました。大体事業費、都市計画事業4億円から5億円で、都市計画税の見込みが3億9,000万円、まだあと1億円ぐらいあるのにどうしたらというところのご質問だと思いますが、そういったところについては、引き続き一般財源を活用させていただいて、計画的に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

るるご説明を差し上げました。全員協議会でも、またこの後、最終日にも多分ご議論いただくことになると思いますが、都市計画税、言うまでもなく目的税でございますので、都市計画に資するもの、下水道も含めてでありますけれども、インフラ整備にも使えないことはありません。ただ、先ほど来説明をさせていただいておりますが、議員もよくご存じだと思いますが、一般会計から特別会計に繰り出しする項目が多うございます。国保会計もそうありますが、本来、特別会計には繰り入れないと国は言っているんですけれども、実際は国保の税率を急激に上げないために、どこの自治体も一般会計からの繰り入れを行っております。当蟹江町も、今年度は少ないんですけれども3,000万円という法定外の繰り入れを行っておりますし、実際、町民の皆様方、この国民皆保険の制度をしっかりと維持・堅持していく、国がやるべきだとは思いますが、地方自治体で今しっかりとそのルールを守りながらやっているのが現実であります。

そんな中で、一般会計がしっかりと住民の皆さんに使えるだけの、それだけの状況になるまでの税収が残念ながらまだ蟹江町にはございません。そのための区画整理事業、そして市街化整備事業をこれから行っていくことによって、例を挙げますと、JRの駅前が2年前に市街化に編入をされました。ここで今、税金が昔と比べますと、金額的なことはさっき言いましたように、アバウトの話がありますが、若干これからも税収としては期待ができるのではないのか、今回、近鉄富吉駅の南側の区画整理事業にも、この都市計画税、目的税として使うことができます。

また、今まで下水道を蟹江町平成21年度から整備をいたしまして、上下水道部長おります

けれども、大体69%ぐらいまでいきました。この先非常に厳しい財政状況が続くということは毎回ご説明を差し上げております。一般会計からそれを供出するという事は、住民に対して、これから使い方に対して非常に厳しい状況を資することになるというふうに私は考えておりますので、今後のこの状態で都市計画税を導入することにより、再導入ですね、30年前にありました税金を元に戻すことによって、一般会計をしっかり温存し、そして一般会計で使うべきいわゆるいろんな施策に使っていききたいなというふうに思っています。

ただ、具体的な数字につきましては、今、上限というのはこれはもうアバウトな数字でありまして、来年度の予算を組むときに、新たにまた議員の皆様方をお願いすることになるかと思っておりますが、少なくとも今の状況よりも3億9,000万円、今の状況で税収が増える、これを多目的に使っていききたいというのが、今現在議案を提案させていただいた主な理由でありますので、決して増税をしたいとか、そのつもりは私もございません。ただ、30年前に行ったことがいいか悪いかは、もうこれは分かりません。でも、蟹江町がこれからどんどん伸び行く、3万7,000人、微増であります。第5次総合計画3万8,000人を目指して、しっかりと前へ向かって進んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

今、町長のほうから、増税じゃないという、でも増税なんですよ。税負担が増えるということで。今、特別会計の話出て、今回、一般質問でもするんだけど、特別会計にやっぱりつくるか何かして、使用用途がちゃんと明確に、目的税だから、一般会計ではなく国保にしても、でも、そこからさっきも町長も国保にも法定外も入れているよという話もあったんだけど、その辺の考えというのは当面は持っているのか、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員の当面の特別会計を持つかどうかというところのご質問について答弁させていただきます。

基本的に、現時点では、先ほども申し上げたとおり、事業費、都市計画税差し引きますと、まだまだ都市計画事業のほうが多いというところもありますので、目的税というところの適格に都市計画事業に充てているというところを議会または住民の皆様にお示しを必ずさせていただき、その中で、決算審査の資料等に明確にこの事業に充当したという資料を公表することを考えております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

当面は、まず一般会計でやっていくよ、その代わり、特に決算だよ、どう使ったかって、それを議会でも決算のときに審議して行って、主要施策だよ、資料であるところでやっていくということで、住民に対してもその辺はやっぱり特別な目的税である以上、やっぱり明確にして、どう使ったのかやっぱり出していかなければいけないと思います。

そこで、今回、都市計画税は固定資産税と一緒に課税していくんだけど、最高税率の上限の0.3%ということで、固定資産税でいくと1.4%ですよね、都市計画税をやろうということで、ほかの自治体でちょっと見ていたら、固定資産税に上乗せしてその辺を捻出している自治体もあるみたいなんだけど、全くそれは考えなかったのか、そうすると、何で言うかという、やっぱりどうしても市街化区域に限定されますよね、市街化区域の土地、家屋に課税していくって、それを鑑みると、どうしても固定資産税だと全体的な市街化調整区域も含めて課税されるということで、不公平感が若干和らぐのかなと思うんだけど、その点についてどうですかね。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご指摘ございました都市計画税ではなくて固定資産税の税率を引き上げたらどうかというご提案ですけれども、まず、固定資産税につきましては、現在標準税率という1.4%で課税させていただいております。標準税率というのがどういうものかといいますと、通常よるべき税率でというふうで、その財政上、その他必要があると認める場合においてはこれによることを要しない税率ということで、まず、基本的にはこちらを適用するというのが地方税法上の趣旨になっております。

どうしても引き上げなければならない事情とかあれば引き上げるとは思うんですが、例えば市街化区域のない地域で、どうしても財源が必要ということがあったりとか財政がひっ迫しているとか、そういうことがあれば、例えば1.4%ではなくて1.5%とか1.7%とか、そういうところになっているところはあるかもしれません。蟹江町につきましては、市街化区域はございますし、かつては都市計画税を課税していた町でございますので、今現在できることは、まずは都市計画税の課税を適切に行っていくということが大切かなと考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

固定資産税で上げると、いろいろ弊害も出てくることは十分分かっていて聞いたんだけど、そういう特別な事情が今回都市計画事業費になるのかという微妙なところもあると思います。

あと、今回の都市計画税導入で、住民説明会でも、先ほど町長も下水道の整備である程度使っていきたいと、導入してね。そこになったときに、ちょうど課長もいるんだけど、今、そちらの言おうとしていることは分かるんだけど、やっぱり受益者負担との問題がどうしてもどうなのかなと、整備の一部を払ってもらうということになっているんだけど、都市計画税もそもそも都市計画の事業費の中で下水があって、その辺のバランスというか、都市計画税を払ってなおかつ受益者負担金も払っていくのがどうなのかなということについての見解をお願いします。

○下水道課長 北條寿文君

ただいまのご質問にお答えします。

一般質問にも重なってくる部分かなというふうに思いますけれども、まず、受益者負担につきましては、基本的には一度限りということで、整備をされることによって、これは皆様方の土地の価値が上がるという一つの要素がございます。下水道の整備につきましては、町内一円において同時に面整備ができるわけではございませんので、整備がされたところからその恩恵を受けるということですので、都市計画税、また一般財源からの繰り入れを併せて、それだけで運営をするということになってきますと、恩恵を受ける方々が先行してその利益を受けるところに対する意味合いもございますので、ですから受益者負担金という形で、一度限りのお金をご負担いただくことによって、皆様方の資産価値向上のために整備も行わせていただくという一つの要素もございます。

ですから、こちらはもう整備当初からずっとご負担をいただきながら一度限りお願いをして、都市計画税については毎年課税ということで、他の都市計画事業にも充てられるということでございますので、下水道事業一つの目的に特化した負担金ということでご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

今まで都市計画税がなかったから、工事費の一部を整備されるところからと、受益者負担金ということで、取るのは、それは分からんでもないですよ。都市計画税が導入されると、市街化の整備をして、なおかつ、先ほど答弁があったように土地の価値も上がりますよね。都市計画税もその目的なんだよね。だから、その辺がいまいち納得ができないんですよ。じゃ今後、都市計画税を導入するから受益者負担金をなくしますという、また、これはこれで問題になってくると思うんだけど、その点をもうちょっとうまく説明してくれるというと思うんだけど。

○下水道課長 北條寿文君

ちょっと繰り返しの答弁になってしまいますけれども、基本的には、都市計画税、もちろん各種都市計画事業に充てるという中の一にももちろん下水道も一つの要素として入っているわけですが、これも下水道は何度も繰り返しますけれども、その排水目的に特化した事業でございますので、その工事費に町内全体から税金を投入して整備をするところはやはり限界があるかなというふうに捉えています。

都市計画税が入ったとしても、基本的には他の道路整備も含めたところの中での目的税になってきますので、下水道はあくまでもご利用いただく方、浄化槽とも併用していかなきゃいけない実情がある中で、使える方だけの恩恵、そこに工事費をあてがうというところには、やはり国の補助金、借り入れをするお金、今までですと一般会計からの繰り入れ、そこに併せて都市計画税というところもこれから来るわけですが、それだけでも工事がやっぱり賄えないというところをご理解いただきたいですね。

ですから、そのあふれた部分のところは恩恵を受ける、土地の価値が上がる方々からも一部ご負担をいただくということが出来る一つの手法が受益者負担金ということになってきますので、ですから、それを外したことによってこの工事費が賄われればいいんですけども、都市計画税をもってして下水道の工事費に多額のお金を投じることができて、工事費がペイできるということであれば、もうこれは取る必要がないんですけども、どこまでいってもやっぱり下水道が使える方々の利益向上、この要素がある以上は、工事費がマイナスである以上、その部分の一部はその恩恵を受ける方々に本当に心ばかりにはなりますけれども、ご負担をいただきたいという趣旨もございますので、ちょっと、なかなかご理解いただけるかどうかというところですが、これからも丁寧に皆さん方には住民説明会の場も通じまして説明のほうは重ねていきたいと思っておりますので、そんなところでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○上下水道部長 伊藤和光君

ちょっと補足ですみません。

受益者負担金、一応、下水道課長さんが説明していただいたとおりでございます。ただし、負担をいただくことによって、蟹江町においては公共ます、第一接続ます、そこまで提供してまいりますので、その環境整備というところで受益者負担金をいただいております。ほかの自治体ではそういうのを取っていないところもありますし、そういったいろんな方法がございます。蟹江町においては、接続ます、第一公共ます、こちらのほうまでは蟹江町が設備を整えて準備をするというところでやっておりますので、その辺ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、部長からも、都市計画税そのものは下水道の整備に充てていくということも考えているんだったら、公共ますについても、確かに、都市計画税を取っても下水道に全部使うわけにいかないから、そういう面でも足りないということが分かって、じゃ、基本的に下水道の整備というのは市街化だよ。そうとも限らないかもしれない……。まず当面市街化を目的に整備、まだ今後令和8年に向けて源氏、才勝、錦のほうまで行って、中瀬台まで、今のところ予定はしているんだけど、それでようやく市街化が大体終わるかな。今後の方向性も出てくると思うんだけど、そうなってくると、都市計画税の市街化から課税しますよというのが本当にちょっとどうなのかなと、取っていないところもあるよという話は出たけれども、その辺を……。あまり論戦しても難しいと思うので、よく考えていただきたいと思ひます。この問題については、また来週にもちょっと考えていますので、お願ひしたいと思ひます。

もう1点、最初に聞いた不公平感の話なんだけれども、市街化区域を整備するに当たって、

使っていく、でも市街化調整区域の方も町全体でまちづくりを進めていく中で、やっぱり利用すると思うし、市街化の土地の価値が上がっていくよということは限定されていくんだけど、そうなってくると、じゃ、町全体で考えていくと、都市計画税がどうなのということがやっぱり町全体で考えていくと、市街化調整区域の方も蟹江町の住民ですし、その辺についての考えを再度お願いします。

○総務部長 鈴木 敬君

すみません、今のご質問ですけれども、再度繰り返しになるかもしれませんが、都市計画税につきましては、地方税法上の規定に基づきまして、市街化区域内の土地とか家屋に課税されるものということで、市街化調整区域には課税されないの、そこら辺での不公平感は生じるというのは致し方ないのかなというところがあります。

この理由としましては、市街化区域内の土地、家屋の都市環境の整備をしていくということで、改善が行われますので、そういった土地、家屋の利用価値が高まるということがございます。そういう、利用価値が高まるということに対しての受益に対して課税されるものがありますので、こういったところが原則というか規定されておるというところがございますので、申し訳ありませんがそこをご理解していただきたいというところがございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういう意味で、ご理解してもらえないんだよね、本当の話に。

受益者の話も出だし、そういう面で、30年前に都市計画税がなくなったということで、その辺は、そこを議論するともう全然進まない話だと思うので、それじゃなくて、それを置いておいたとしても、ちょっともう最後にしたほうがいいと思うんだけど、富吉南の市街化編入、来年度から都市計画を整備してくという間で、じゃ都市計画税、偶然重なったかどうかはちょっと分かんないけれども、じゃ当初、JRの北側の桜地域、あのときには全然考えなかったのか、どんな流れで、ここにきて町長の思いも、本当、議員になった頃からどうなんだということは思っていたと言っている中で、いつぐらいから本格的に、たしかふるさと納税グイグイチームか何かで一緒に検討したということは報告あったけれども、そのときに全然考えがなかったのか、お願いします。

○町長 横江淳一君

申し訳ございません。

下水道計画を立て、平成16年から整備に入って、21年度から供用開始をした、その時点から都市計画税の必要性は感じておりました。ただ、状況の中でリーマンショックがあったり、はたまたこのつい最近のコロナショックがあったりして、非常に厳しい状況にあったということと、蟹江町がまあまあ顕著に税収が来たということもありましたし、行政改革集中改革プランを平成17年から5年間つけまして、非常に厳しいチェック、事業見直しから蟹江町の

行政見直しまで全部やらせていただきました。そのおかげをもちまして、ここまで何とかやってくることができましたが、これ以上の計画をするということになると、大変大きなお金がかかってまいります。JRの駅前の区画整理事業、そして近鉄富吉南の区画整理事業がマスタープランにのっとなって唐突に始まったわけではございません。

その中で、都市計画税は復活する必要があるということは私自身の町長の考え方の中にずっとありました。それを皆様方にお示しをしたのがここ数年前ということでありましたし、グイグイチーム、ふるさと納税の話でワースト5に入り、非常に汚名を着せられたというのは、我々も町民の1人として本当に悔しい思いがあります。そういう意味で職員が頑張ってくれてここまで今税収を伸ばし、ただし、これ以上の都市整備をやろうと思うと多額な経費がかかるということで、今回、議員の皆様方にお示しをし、唐突と言われることについては、私は当てはまらないというように考えてございます。丁寧な説明もこの先もやってまいりますし、実際、蟹江町に住んでおみえのない方、蟹江町に土地をお持ちの方にもこの話はあるわけでありますので、しっかりとそれも説明責任を果たしていきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

言われてみたら、蟹江町に土地を持つとってよそへ住んでおってもかかってくるんだね。今、前から思っていてようやくここにこぎつけたということなんだけれども、その間、考えてもできなかったのが、リーマンショック、コロナもあってということも、今、町長の答弁でもあって、じゃ今どうなのと。これだけ物価高が続いて、物価高に賃金も追いつかない、年金も追いつかない状況で、本当にただでさえ出費が増える中で、資産を持っている方にやっぱり大変な思いというのはあると思います。固定資産税でも、住民税非課税の方でも固定資産税を払っている方もたくさんいるし、そういう意味でいくと、ますます出費が増える、ですよ。それを、本当、丁寧に説明しながら納得なんかもらえませんか、実際の話。いくら丁寧に説明して、税収が足りない、今後税収の見込みもアップできない状況を説明しても、じゃ本当に要るものなのかというのがなかなか伝わらない、そういうことも考えてもらいたいと思います。その点について何かありましたら。

○町長 横江淳一君

すみません、全ての責任は私にございますので、今、板倉さんが言われたことはもう重々分かります。でも、低所得者の方に対してもしっかりと手を差し伸べたい、それには財源が要るんです。そうじゃないですか。財源が要らないんでしたら教えてください。それがあればこそ一般会計からの、例えば国保の繰り入れも多分7,000万円あったのに何で3,000万円にしたんだと色々な方から怒られました。でも、もうできない状況に実際あるわけですね。じゃ蟹江町の財政調整基金、貯金は幾らなんだ、12億円あったと、今12億円あるんか、もうないでしょう。じゃそれをどうするんですか。これから酷暑になります。沸騰型の世の中に

なります。エアコンつけてください。体育館全部つけましょうよ。幾らかかるんですか。3億円、5億円ですよ。その財政どこにあるんですか。だからこそ僕は一般会計からの繰り出しをできるだけ少なくして、一般会計に見合った歳出をこれからしっかり決めていこう、それは皆さんにゆっくり説明していかなきゃいけないことです。

ですから、目的税としてインフラ整備にしっかり使っていただき、我々も当然依存財源は国へ言ってもらってきます。これはもう命をかけてやってまいります。ただ、これが全てかというところではないかも分かりません。ですけれども、30年前の状況まで戻すことはできません。今現在、蟹江町、これから未来永劫発展していこうと思うと、それだけのやっぱり税収が要るということは板倉議員も十分ご理解いただいてこの質問をしてみえるということで、私は今この答弁をさせていただきました。ぜひともご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員 板倉浩幸君

今、町長も熱い思いで答弁したと思うんだけど、ある意味、確かに、税収、今後、住民税そこまで増えるわけじゃないだろうし、人口も急激に増えるわけじゃない。そういう意味で、ある意味出ていくお金ばっか、歳出ばっか増えちゃうというのも現状も分かるんだけど、じゃ本当に今かというのが、最後にどうしても思っちゃう。これだけみんな、特に国もこうやって生活支援、応援している中で、今後増税があるよという、そこまでは置いておいたとしても、そういう意味で、じゃそこまで支援をしている中でどうなのかということ、今なのか、コロナはようやく落ち着いてきた状況で、物価高が本当にどうなっていくのか、その分賃金が上がっていけば全然やっぱり歳出でも税収もアップすると思うし、そういうことを、本当に今なのかということだけやっぱりどうしても考えちゃいますので、お願ひしたいと思います。

○委員長 石原裕介君

他に質疑ありませんか。

○委員 多田陽子君

税率の0.3%についてお伺ひします。

将来的にお金が足りないなとなったとき、家計ならば収入を上げる方法と同時に支出を下げる方法を検討していくと思うんですけども、この両方に対して具体的にどのような検討がされたのかということをお聞ひしたいと思ひます。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今のご質問の中で、まず私のほうからは、どのように税収を上げてきたかというお話をさせていただきます。

まず、平成20年の頃の話なんですけど、税の収入率が90.1%ございました。現在は、令和4年度の決算の数字ですと、98.6%で、8.5%上がっております。今が53億円とか54億円の町

の税収がございまして、仮に50億円だとしても年間4億円以上の税収アップにつながっておりというふうに考えております。

まず、税のほうでできることといたしましては、収納率の向上ということで、自主財源の確保、まずそちらのほうについては努力はしてまいりました。あと支出のほうにつきましては、ちょっと別の担当からご答弁させていただきます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、支出の削減のほうの定義です。

行政改革、いわゆる集中改革プランというものがあまして、ちょっと前になりますけれども、もちろん行政改革も今でも続いているところですが、そういったところで職員の定数を削減したりですとか、もちろん給料も、当然人員が削減されますので、トータル的には削除されます。それから、歳出全体としましては、やはり精査、予算査定する中で、本当にこの事業が今必要なのか、当然必要だから上がってくるんですけども、その中できちんと優先順位をつけて、じゃ財源がどこまであるのかここまではできるよね、ここからはできないよねということを毎年きちんと精査させていただきながら予算計上させていただいております。

以上でございます。

○委員 多田陽子君

では、都市計画というジャンルに絞って考えた場合、今あるこの都市計画が少し削減できるかも、小さくしてもいいかもとなったら、0.2%でもいいというふうな話にも恐らく検討なりされたと思うんですけども、そういったことは具体的にどういう話がありましたか。

○総務部長 鈴木 敬君

再度の答弁になるかもしれませんが、0.3%を取ってもまだ3億9,000万円で、今、これに向かって充当先の事業がそれを超える事業になりますので、できる限り0.3%でやっていくのが町としては持ち出しが少ないねというところでの考えになりますので、0.3%、ちょっとそれを下げるといのはちょっと討論はそんなには活発にはしておりません。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑ありませんか。

(発言する者なし)

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

今回の議案第31号、都市計画税条例の制定に反対の立場から話をしたいと思います。

今、いろんな角度から委員のみんなで質問して答弁をもらった中で、そもそも、この都市計画税は、先ほどあったように30年前まで課税されていたんですね。今回再導入であります。

主な反対の理由としては、先ほどのやり取りの中でも、住民間の税の課税に対しての不公平感がどうしてもあります。市街化区域内に土地、建物を所有する方に課税される、都市計画税そのものがそうですので、そうなんですけれども、この辺の不公平感もあります。

先ほど言ったように、今も続いている物価高、国もこれに対応するために住民税非課税世帯、また均等割も追加もしながら、課税世帯にも、また低所得者の子育て世帯にも給付を行ってきました。また今年度新たに、住民税非課税、また均等割のみの方も給付があるということで、そんな中で、なおかつ定額減税もありますよね。そうやって国もその辺の物価高に対応する支援もしている中で、どうしてもこんな情勢の下で、蟹江町の町民にとっては税収のアップが増税になってしまいます。

税収見込みが今後いくら見込めないということでも、じゃ今増税することが本当に必要なのかって、今やるべきことじゃないのかなと、どうしても2年、3年後どうなのかということも含めて今導入するべきじゃないと考えますので、このような理由から反対とし、討論いたします。

○委員長 石原裕介君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 安藤洋一君

安藤です。

詳しい賛成討論はまた本会議のほうに回すとして、やっぱり、自分たち、私たちの今のこの世代のことだけを考えるんじゃないしに、子々孫々の先、将来を見据えた場合に、やっぱりこれから先、蟹江町で子や孫にも快適に暮らしてもらいたいと思ったときに、やはり必要なものかなと思います。

というのも、今現状で見ても、修繕してほしい、するべき蟹江町の施設をもう目の当たりにするんですね。まだまだ行き届いていない、追いついていない、先送りされておるといようなものがいくらでもあるもので、やっぱり財政が不足しているなというのもよく分かりますので、そういった観点から、増税は痛いんですけども、ここはしっかりとそういう将来を見据えて賛成といたします。

○委員長 石原裕介君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

職員入れ替えのため暫時休憩いたします。

(午前9時47分)

○委員長 石原裕介君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時51分)

○委員長 石原裕介君

議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

第32号でございます。

当条例は、福祉医療事務を行うのに伴いまして、保険証確認作業のためにマイナンバーを利用することになるための改正でございます。慎重にご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 石原裕介君

では、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回、行政手続きの、いわゆる先ほど部長からもマイナンバーのひもづけだよね。そこで、福祉医療そのものは前からある制度で、子どもの医療費、今、当町でも18歳まで進めて、今って保険証と別に受給者証がありますよね、そこを今後どうしていくのか、後の付託はされていない後期高齢者の医療保険もそうですし、被保険者証が文言からなくなって、その辺で、この辺の受給者証というのは、今後の予定ってどうなってきますか、お願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました福祉医療の受給者証の存続ということについてのご質問でございますが、まず、今回の条例を提案させていただきました理由というのが、福祉医療の受給者証をマイナンバー利用として使っていかという国への申請のための条例改正という形になってきます。

今ご質問の中にごございました今年の12月2日以降は、保険証が新規の発行がなくなり、ま

た、そこから1年間は既存の保険証は使えるんですけれども、さらに1年後になりますと完全に保険証というものがなくなります。その後の福祉医療費受給者証の当町における利用と
いいますかどうなるかということになりますけれども、今後それにつきましては、また議論
していかなければいけませんけれども、全国的な流れとか大きな潮流としましては、い
わゆるマイナ保険証と一体化した紙の受給者証がなくなるという方向に動いていくという大
きな流れがございます。

当町においては、まだ今回マイナンバー条例の改正によって利用させていただきという段
階でございますので、まだそれを議論するには早い段階ではございますけれども、今後、私
ども蟹江町としまして、そういったことも議論した上でどうしていくかということを検討
していかなければいけないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、答弁があったように、マイナンバーカードで受給者証も含めて入れていくよという段
階なんだよね、まだ。国保もそうなんだけれども、一番、被保険者にとってみると、この福
祉医療についても、受給者証をもらったり保険証をもらっている人が、そんなことより、じ
ゃ今後どうなっちゃうんだっていうのが住民で、初日で後期高齢者はどうなるのって、ちよ
うど被保険者証の項目がなくなって、じゃ当面は来年の7月31日までの有効期限のを出しま
すよという話にもうなってきたんじゃないですか。

だから、これから議論といっても、12月2日に、同じように資格証明でいくのかな。ちょ
っとその辺も含めて、やっぱり住民の立場からすると、情報が提供できるよ、もそうなんだ
けれども、根本の、でも、どうやって利用していくんだ、今の保険証がどうなるんだとい
うのが一番やっぱり住民としては知りたい。当初、さっき出たマイナ保険証にしても、紙の保
険証をなくしてマイナ保険証にしていくよと言ったとき、ちょこっとマイナンバーカードの
申請増えましたよね。やっぱり住民は、じゃ今後どうなっていくかというのが、本当にある
意味知らせなきゃいけない情報ですし、今後検討課題といたって、もう半年しかないんだ
よね。半年ではもう始まっちゃっているということで、今後の検討課題で1、2カ月で出す
方向でいくのか、もう国保についても決めたところはもう決めていますよね。いつまでの有
効期限の保険証を出そうかって。

その辺で、今持っている情報で、なるべく教えていただきたいと思っておりますけれども、検討
段階だということなんだけれども、お願いします。

○民生部長 不破生美君

ありがとうございます。

住民の方、ご心配をされているということで、大変ご心配をかけておるなと思うんですけ
れども、やはりその辺を踏まえまして、12月2日を迎える、迎えるよと言っているだけじゃ

なくて、混乱などを招かないような形で住民の方への周知、それからできるだけ早いところ、こちらの方針というのを固めさせていただきたいと思っております。その節にはまた皆様のほうへも、広報、それからホームページ、それから住民、国保など加入してみえる被保険者の方に対して丁寧に説明をさせていただくようにさせていただきたいと思っております。ご心配をかけておりますこと重々承知しておりますので、今のご意見いただいております。ありがとうございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

議案第32号、この議案について、反対の立場で討論をいたします。

今、いろいろ質問して、答弁の中で、マイナンバーの利用を限定から外して、国も全ての行政分野に利用を推進していく方向性であります。

今回、この議案について、福祉医療の支給に関する事務を先ほど言った個人番号、いわゆるマイナンバーに一本化する条例の改正であります。これから保険証自体も含めて、受給者証自体、これからの検討をどうしていくかというのがある程度必要だと思えます。

最初に帰って、そもそも今回のマイナンバーカードは、当初から、今でもそうなんですけれども、取得は任意であります。あくまでも。それをマイナ保険証を含めて、今回の福祉医療もそうなんですけれども、強制ではないんですよ。そのことをやっぱり国民の不安、今話をしたとおり、国民の不安を無視しながら、国民も医療機関も望んでいないんですよ、別に、今の紙の保険証でいいんじゃないのということもありますので、今回、マイナンバーカードとの一本化は見送るべきだとありますので、以上のような理由から反対の討論といたします。

○委員長 石原裕介君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 安藤洋一君

板倉委員からも、説明が足りないとか、いろいろまだ周知していったほうがいい、まだ早いというような意見もありますけれども、やはりそこで立ち止まっておったんでは先へ全然進まないの、進めながら不具合箇所があればまた修正してもら、そういったことでデジタル化も進めていかないと、本当に世界の潮流からも乗り遅れてしまう、そんな時代ですので、マイナンバーカードの保険証一体化、これに関しては賛成といたします。

○委員長 石原裕介君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決をいたします。

議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

議案第33号、ご請求をいただいております補足資料を事前に配信させていただいております。慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

初日のときに資料請求して、請求資料をいただいております。ちょっとこれについて、大體分かるんですけども、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、今回の国民健康保険の税条例の一部改正につきまして、請求がございました資料に基づいて補足的な説明をさせていただきます。

まず、追加資料、請求資料の①番のところでございますが、国民健康保険税の限度枠の改正により影響を受ける所得状況でございますが、改正前、これはその世帯のお一人の方の給与収入という前提の数字でございますが、改正前ですと給与収入が1,238万円。所得に換算しますと1,043万円が、改正後ですと給与収入が1,328万円。限度額の到達所得が1,133万円となります。

また、②番としまして、国民健康保険税の限度額の改正により影響を受ける世帯数及び影響額でございますが、改正前の場合ですと、限度額に到達している世帯が55世帯、改正後ですと45世帯となりまして、10世帯低くなります。こちらの影響額ということでございますが、今回の改正が限度額が22万円を24万円に改めるということですので、1世帯当たり2万円上がる形になります。そうしますと、45世帯が2万円上がるという形になりますので、45世帯掛ける2万円で90万円が全体として税金が上がるという計算になってきます。

また、24万円に至らないまでも22万円から24万円の間にいる世帯というのが10世帯ございますので、そちらの世帯の上がる全体の税金の額というのが6万8,000円、一番下のところ

で合計額が全体として税収が96万8,000円上がるというようなものになっております。

裏面のほうをご覧ください。

3番としまして、軽減判定基準の改正により影響を受ける世帯数及び影響枠でございますが、今回の改正により5割軽減の影響を受ける世帯というのが、改正前ですと512世帯、改正後が521世帯ということで、9世帯増加となります。また、軽減額でいきますと、全体として46万円軽減額が増えるという形になります。また、2割軽減の場合でございますが、改正前が420世帯、改正後が435世帯ということで、影響を受ける世帯が8世帯、軽減の増額が16万1,000円という形になります。

さらに下の4番目には、軽減判定基準額の改正により影響を受ける軽減判定の所得状況を記載させていただきましたので、ご覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ということで、蟹江町にとってみると限度額を上げればその分増えるということで、今90万円の話も出て、実際、今回、上げるのが後期高齢者支援金の分ですよね、この間、前にも説明があったんだけど、被保険者の割合を1.5%に近づけるという話を毎回していて、今回後期高齢者の支援金、でも、いろいろ資料を調べていくと、後期高齢者支援金の分というのが1.5%以上、蟹江町がどうかというのがあるんだけど、全国平均でも2%超えているんですよね。蟹江町で後期高齢者の支援金分って今どのぐらいなんですか、分かりますか。ちょっと資料を持っていないですか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいま蟹江町の後期高齢者支援金分の割合ということでご質問いただいておりますけれども、申し訳ございません、蟹江町ではちょっとそういった資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えができないところではあるんですけども、今、全国的な率というご質問がございましたけれども、後期高齢者支援金分の超過限度世帯の割合というのが、現在、令和5年度でいきますと、2.13%ということでございます。そちらを軽減するためのものとして引き上げるということが今回の趣旨になっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

蟹江町はどうか、令和5年度で、全国的に今言ったように2.13%ということで、そこで、じゃ実際に当初から言っている1.5%というのが、もう全然超えちゃっているんですよね。なおかつ後期高齢者でまたその分を賦課していこうということで、あと、それでそうなるくと、介護納付金というのは何年か前に上がったんだけど、介護納付金については1を切っている状況なんです。何で今回、国が決めたからになっちゃうんだけど、前にも言ったように、高齢者もこれから増えていくし、医療費もかかってくる。そんな中で、介

護もそうですけれども、バランス取るのにどうしても、あと介護のほうはどうするんだ、医療費の基礎賦課分ね、これとのバランス、蟹江町は大体みんな1.5%ぐらいですよというなら分かるんだけど、その辺をどう今後見通しを立てていくのか、国が最高税率106万円か、今回なった中で、毎年毎年賦課税率、上限が上がっていく中で、じゃどこまで上がるのかなっていうことをどう判断していく、難しい質問かと思えますけれども。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまの後期高齢者支援金分に関しましては、目標とする1.5%から大幅に超えておりますので、この流れを是正するためには、まだ引き続き限度額を上げていかなければならないという現状がございます。

おそらく、国としましては、今後も引き続き上げていくことが予想されますけれども、ではそれを受けまして蟹江町がどうするかということでございますが、基本的に制限税率に関しましては、これはちょっと全国的な傾向でもございますけれども、やはり国が示す制限税率、そちらに準拠していくというところがほとんどあるかと思えます。また、この先の話でございまして、愛知県におきましても税率の標準化ということがございます。そういった言葉を見据えましても、やはり蟹江町単独だけで制限税率を変えていくということは、今後の全国的な流れを見ましても好ましいものではございませんので、やはり国が示す税率、限度額ですね、そちらには準拠していくということが今後の流れになってくるかというふう考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

全国的に、どこの自治体も国が示すように、がほとんどですよ。うちはそこまでやらんでもいいよというのはごく一部、ないことはないんだけど。やっぱり、当初した限度額の設定についても、じゃ、国の標準はこれだけなんだけれども、蟹江町ではどうなんだというのもちろんと見てもらいながら、ある意味どこまで本当に必要なのかというのは今後やっぱり検討してもらいたいと思います。

先ほど補足資料でもあったように、所得、給与でも1,200万円ということで、妥当かどうかというのが、あくまでも協会けんぽと比べるとこれでもまだやっぱり高い部分はあります。事業費の負担があるからね。そういう意味で、決して限度額を上げていけばいいということも必要だと思うし、じゃ実際今後どこまで上げるんだということもぜひ議論していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

当条例の主なものにつきましては、家庭的保育事業等の職員配置基準を改正するものがございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

そもそも、蟹江町に家庭的保育事業ってないんですよね。前々から言っていて、ただ国が条例改正、地方税法が変わるから条例を改正するんだけど、そもそも、じゃ家庭的保育事業、前にも聞いたかもしれないんだけど、この事業についてちょっとお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

家庭的保育事業等とあるんですけども、まず、この条例で規定している事業については、この家庭的保育事業のほかに小規模保育事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というのがあります。簡単に言えば小さい規模の保育の施設のことを言っております。ただ、蟹江町には先ほど言われたとおり、1つもこういった施設はございません。

今回の条例の趣旨につきましては、保育施設の保育士配置基準を改めるものでございまして、3歳児クラスにつきましては、20対1から15対1、それから4、5歳児を30対1から25対1というものになるんですけども、小規模という事業でございしますが、対象年齢もゼロから2歳が原則なんです。ただ、例外的に地域的な問題等あって、そういったところでも3歳以上、3、4、5歳を受け入れることができますよという規定がありまして、その場合の条例改正になりますので、極めて影響としては低いものになります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

子育て支援の部分でつくったんだけれども、あくまでもゼロから2歳児なんですよね、家庭的。ただ、ここまでの例外として4歳、5歳で、今まで30人の枠を25人、長年ずっと続けてきた運動がようやく基準緩和になっていいことだと思うんですけども。ここまでの人数、例えば30人が25人になった、25人というのでも小規模になるんですか。お願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、規定上は小規模な保育事業ということでなっております。

蟹江町におきましても、この基準の改正、多分気になるところかなと思うんですけども、25対1、15対1という配置基準の範囲内でやっております。1クラスだけ15対1のところを16人で見ているところはあるんですけども、そこに関しましては、そもそも退所する予定だった園児が引き続きちょっとその保育施設を利用するということになりましたので、そこを除いては全てこの基準内で保育のほうをしている状況でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと、じゃ蟹江町の保育所がどうなっているのというところまでちゃんと答えてくれたんだけれども、実際、蟹江町の保育所についても、この基準が、これ国が示す基準だから別に変えなくても準じてやっていくんだけれども、そうすると、今、1つだけ少ないよという、16人だったっけかな、実際には4、5歳児が25人で収まっていて、基準より下ですよということなんだけれども、今後増えた場合に、保育士、常に足りない足りないと言っているよね、この問題ってどう捉えているのか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

板倉議員のご質問ですけども、本当にこれに関しては切実な悩みでありまして、国の基準がある以上、やっぱりそれを超えて受け入れるということは、適切な保育という意味でも難しいことでもありますので、保育士の確保、今、私どもいろいろ考えてやっておりますけれども、引き続き保育士を確保した上で、より多くのお子さんを見ることができるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

本当に、基準の緩和がずっと求められて、ようやく国も76年ぶりに基準を緩和したんだよね。

あと、じゃ、この家庭的保育事業って蟹江町ないですよ、なんだけれども、愛知県に、名古屋市があるのかな、愛知県にあるんですか、これって。調べたことありますか。近隣の市町村もないんですよね。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

すみません、正確な数字は持っておりませんが、やはりこの近隣でいいますと、この家庭

的保育事業、小規模保育事業をすることを考えると、普通の保育所だったりとか認定こども園、幼稚園のやはり設置を皆さん考えられるのかなというふうに思います。ですので、ごめんなさい、正確な数字は今持ち合わせておりませんが、よろしく願いいたします。

失礼します。

○委員 板倉浩幸君

そうなんだよね、家庭的保育事業、これできた当時も、じゃ何が保育所と違うんだ、幼稚園と違うんだって。これをつくるなら別に民間の保育所でもいいじゃないかという考え方もあって、あくまでも待機児童を減らすためにできたんですよね。じゃ、実際にそこまで……、これっていうのは、根本的に届け出をして仮につくろうとした場合、蟹江町に届け出を出して事業許可をもらうんですか、ちょっとその辺をお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

議員がおっしゃられたとおり、この家庭的保育事業等に関しましては、市町村が設置基準等を条例で定めて許可等を行っていく形になります。対して、保育所、認定こども園等に関しましては、県の条例に基づいて県の許可等をする形になっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうですね、あくまでも町が認可してやっていくということで。これというのは、今後、もう全然考えていないものなのか、待機児童が今後出てきた場合に考えていくのか、今後の方向性というのはどう考えているのか、お願いしたいと思います。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、まず、設置の意向、民間等の設置が主になるのかなと思うんですけれども、そういった意向があって届け出をされた場合は、もちろん基準に従って許可をすることになるとは思いますけれども、町としてこの事業を行っていくかということに関しましては、今のところ特に考えはございません。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前10時23分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石原裕介